

「香川県医療施設生産性向上・職場環境整備等支援給付金」に関するQ & A

No.	ご質問	回答
1	給付金の申請前に実施した取組みでも、給付対象になりますか。	令和6年4月1日以降に実施した取組みであれば、申請可能です。
2	生産性向上や処遇改善にかかる取組みを行ったことを証明する書類（納品書や領収書、賃金台帳等）を提出することは必要ですか。	原則として、証拠書類の提出は不要です。 ただし、当該証拠書類については、給付金の額の確定日の属する年度の終了後5年間（具体的には、令和13年3月31日まで）保管をお願いします。
3	本給付金の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれますか。また、いつの時点を基準としますか。	給付金の申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床の合計数となります。
4	ICT機器の導入費用として本給付金18万円を交付申請し、概算払（前払い）にて給付金が交付されましたが、実際には15万円で当該機器を調達できたため、3万円が余ることとなりました。これを受け、残額の3万円を活用するべく、「給付金を活用した更なる賃上げ」として職員に一時金を給付したいと考えています。このように、取組みの実績金額が申請金額（交付決定金額）を下回った場合、残額を他の用途で使用することは可能でしょうか。また、可能な場合、別途承認申請等の手続きが必要でしょうか。	可能です。 また、事前承認等の手続きは不要です。実績報告書（様式2-3）提出時に報告*をお願いします。 ※左記のケースでは、実績報告書に以下の内容を記載いただくことになります。 「業務効率化に資する設備の導入：15万円」 「職員の賃金改善：3万円」
5	「ICT機器等の導入による業務効率化」は、具体的にどのような取組みが給付対象となりますか。	導入により <u>業務効率化を達成できる</u> ICT機器等が給付の対象となります。 一例としてタブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、 <u>これら以外にも医療施設の業務効率化につながる機器</u> （勤怠システム、自動調理機器、マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等） <u>であれば幅広く対象となり得ます</u> 。 また、ICT機器に付随して必要な機器、あるいはソフトウェアなどについても、業務効率化に資することが認められるものであれば給付の対象となり得ます。

No.	ご質問	回答
6	<p>「ICT機器等の導入による業務効率化」について、毎月のランニングコスト（システムの利用料や保守費用、リース契約に基づくリース料）は給付対象になりますか。</p>	<p>給付対象期間内（令和6年4月1日～令和8年3月31日）における業務効率化に資する機器等に要する費用そのものに加え、当該期間内に生じるランニングコストについても給付対象となり得ます。ただし、給付対象期間外に生じる利用料[※]などについては対象になりません。</p> <p>※ 例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料等の契約期間が、給付対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出して下さい。</p>
7	<p>令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）や機器・システムの更新費用は給付対象になりますか。</p>	<p>給付対象とはなりません。</p> <p>ただし、既存の機器・システムに新たに業務効率化に資する機能を追加する等の改修を行う場合は、当該改修費用が給付対象となり得ます。</p>
8	<p>ICT機器等の導入を検討していますが、当該機器の導入費用が給付基準額[※]に満たない場合は、どのような金額で給付金の申請を行えばいいでしょうか。</p> <p>※【病院・有床診療所(5床以上)】 40,000円×許可病床数 【有床診療所(1～4床)・無床診療所・訪問看護ステーション】 180,000円×1施設</p>	<p>機器の導入に実際要した金額で申請いただくことも考えられますが、本事業の目的を踏まえ、業務効率化に資する他の機器の購入や、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金支給などの取組みにより、給付基準額での申請をご検討ください。</p>
9	<p>ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに納品を完了させる必要がありますか。</p>	<p>納品は給付対象期間内（令和8年3月31日まで）に完了している必要があります。</p>
10	<p>「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェアによる業務効率化」について、具体的にどのような取組が給付対象になりますか。</p>	<p>既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。</p> <p>また、従前から勤務している職員が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費 ●非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費のほか、 ●人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト/シェアを行う場合の経費） <p>も給付対象となり得ます。</p>

No.	ご質問	回答
11	「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、新たに職員を雇用した場合、社会保険料や法定福利費等のほか、人材派遣会社への経費などは給付対象になりますか。(どの程度の範囲まで給付対象となるのでしょうか)	タスクシフト／シェアを実施する際の経費ということであれば、いずれも給付対象となり得ます。
12	看護補助者として特定技能外国人（1号）を雇用したのですが、特定技能外国人を管理する会社への管理費用の支払いや、外国人の飛行機代など、雇用する際にかかった経費は給付対象になりますか。	そうした経費がタスクシフト／シェアを実施する際に、一体的に必要な費用として生じると認められるのであれば、給付対象となり得ます。
13	「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となりますか。ベースアップ評価料による賃上げは、給付金を活用した更なる賃上げと見なせるのでしょうか。	本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組みが対象となります。 ただし、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して、本給付金を充当することは可能です。 なお、本給付金を単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分の財源に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。
14	「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはありますか。	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。

(注) 本資料は厚生労働省「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ&A（第3版）」をベースに、これまで香川県にお寄せいただいたご質問等に基づいて作成しています。